

広島県告示第六百四十三号

安全・安心なサミットの実現に向けて、サミットを機に広島を訪れる要人の警備に万全を期すため、G7広島サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例（令和五年広島県条例第二号）第三条第一項第三号の規定によって、次の地域を対象地域として指定したので、当該地域に係る小型無人機の飛行を禁止する。

令和五年四月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 広島市中区大手町一丁目及び中島町

期間	対象地域
令和五年五月八日から 令和五年五月二十二日まで	<p>別図1のとおり</p> <p>広島市中区基町一番から一八番まで、一九番（別図1に示す部分に限る。）、二〇番、二一番及び二二番（別図1に示す部分に限る。）、八丁堀、胡町六番、堀川町五番から七番まで、立町、紙屋町一丁目及び二丁目、大手町一丁目から五丁目まで、本通、新天地二番、四番、五番及び八番、三川町二番から七番まで及び一〇番、袋町、中町、小町、富士見町四番から八番まで及び一二番から一六番まで、国泰寺町一丁目及び二丁目、東千田町一丁目一番（別図1に示す部分に限る。）、千田町一丁目一番から一〇番まで及び一三番、中島町、加古町、住吉町、羽衣町一番から八番まで、吉島町一番から一〇番まで、寺町三番から七番まで、広瀬町、十日市町一丁目及び二丁目、西十日市町、本川町一丁目から三丁目まで、猫屋町、榎町、堺町一丁目及び二丁目、小網町、土橋町、河原町、舟入町、舟入中町、舟入本町（別図1に示す部分に限る。）、舟入幸町（別図1に示す部分に限る。）、舟入川口町一番</p> <p>広島市西区中広町一丁目二一番、上天満町一一番及び一三番から一四番まで、天満町一番、九番から一二番まで及び一九番から二三番まで、観音町一番から八番まで及び一七番、東観音町、観音本町一丁目一番から四番まで及び九番から一二番まで</p>

備考

- 一 側端の一方のみがこの表の対象地域欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象地域に含まれるものとする。
- 二 側端の少なくとも一方がこの表の対象地域欄に掲げる区域に接する水面の区間（別図1に示す部分に限る。）は、対象地域に含まれるものとする。
- 三 この表の対象地域欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象地域は、なお従前の例による。

二 廿日市市宮島町の一部

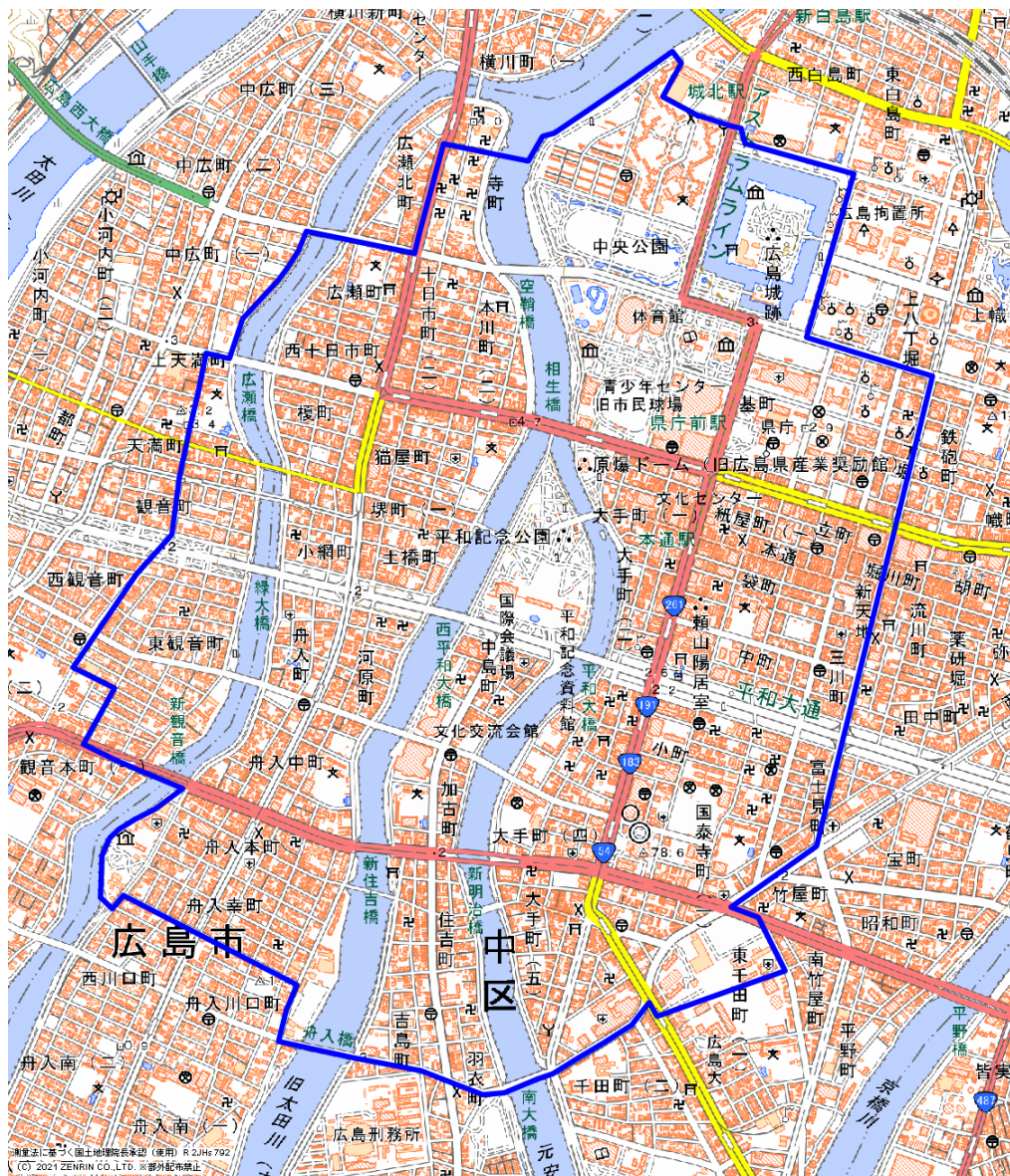
期間	対象地域
令和五年五月八日から令和五年五月二十二日まで	<p>別図2のとおり</p> <p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 北緯三十四度十九分九秒、東経百三十二度二十分十五秒の点 二 北緯三十四度十七分三十八秒、東経百三十二度二十一分三十三秒の点 三 北緯三十四度十六分二十二秒、東経百三十二度二十一分三十三秒の点 四 北緯三十四度十六分二十一秒、東経百三十二度二十分十三秒の点 五 北緯三十四度十六分二十秒、東経百三十二度十八分四十六秒の点 六 北緯三十四度十七分三十八秒、東経百三十二度十八分十五秒の点 七 北緯三十四度十七分五十二秒、東経百三十二度十八分九秒の点 八 北緯三十四度十九分九秒、東経百三十二度十九分四十三秒の点

備考

一 廿日市市宮島町の行政区画その他の区域に変更があつても、対象地域は、なお従前の例による。

平和記念公園(広島市中区大手町一丁目及び中島町)周辺

別図1



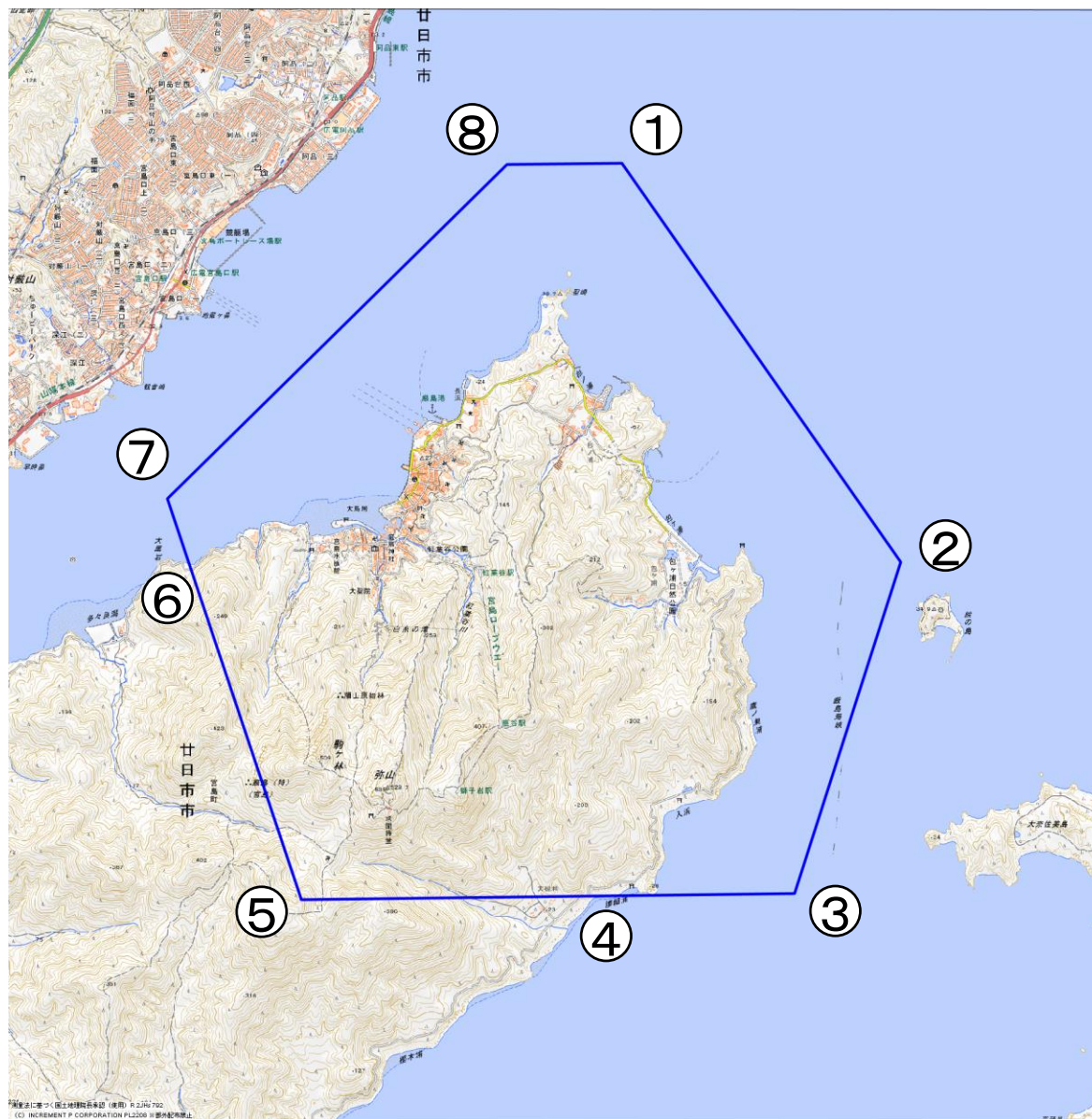
この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しています。
また、地図上に示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。
そのため、区域の概略を示す参考図となっています。

国土地理院の地理院地図を利用

 対象地域を示す


厳島周辺(廿日市市宮島町の一部)

別図2



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しています。
また、地図上に示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。
そのため、区域の概略を示す参考図となっています。

国土地理院の地理院地図を利用

 対象地域を示す